

# 平成27年度 第1回「総合教育会議」

平成27年4月20日（月）

委員会室2 10時

会議次第	司会進行	総務課
PART 1	本日の会議の説明	教育総務課長
PART 2	町長が教育行政への思いを語る。	
PART 3	各教育委員からの意見聴取。	
PART 4	町長からのまとめ。	

平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が改正されました。

その中で、すべての都道府県及び市町村に首長（町長）が主宰する「総合教育会議」を開催することが義務付けられました。

「総合教育会議」は、首長（町長）と教育委員会が教育行政の大綱（新地町「第Ⅱ期教育振興基本計画」）や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場で、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを示したものです。

また、教育委員長と教育長を一本化した「教育長」の設置も義務付けられましたが、現教育長の任期期間は現体制での継続事項となっております。

「総合教育会議」は、平成27年4月1日施行となりました。

## 新地町「総合教育会議」スローガン

**「笑顔あふれる まちづくりは、人づくりが基本。  
人づくりは、「教育」から。」**

### ○改正の主なポイント

- ①教育行政の責任体制の明確化
- ②迅速な危機管理体制の構築
- ③民意を代表する首長との連携の強化
- ④教育の条件整備（大綱策定・児童生徒の生命や身体の保護など）
- ⑤政治的中立性の要請が強い人事案件や教科書採択関係は協議から除く

いずれも、町行政及び民意の代表である町長と教育行政をつかさどる教育委員会とが、教育政策の方向性を共有しながら今まで以上の連携強化を図る改正です。